

青森県農業農村整備関連業務に関する
プロポーザル方式の手引き

平成21年4月

青森県農村整備課

目 次

1	はじめに	1
1 - 1	プロポーザルの定義	1
1 - 2	プロポーザル方式の特質	1
1 - 3	公募型と指名型	1
1 - 4	プロポーザル方式の基本的な手順	2
2	選定委員会の役割	3
2 - 1	業務の選定	3
2 - 2	対象業務	3
2 - 3	評価委員会の設置及び評価委員の選定	3
2 - 4	参加資格の決定	3
2 - 5	応募要領の審査	4
2 - 6	指名型による要請者の選定	4
2 - 7	評価項目及び評価基準の例	5
3	評価委員会の審議	8
3 - 1	技術提案の採点表及び集計表等の参考例	8
	<参考資料>	11

1 はじめに

この手引きは、青森県農林水産部農村整備課が所掌する農業農村整備事業等に係る調査、測量、設計等の業務委託において、プロポーザル方式を実施する際に必要な事項を定めるものである。

1 - 1 プロポーザルの定義

プロポーザル方式とは、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する技術提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該技術提案書の審査及び評価を行い、当該業務の履行に最も適した者（以下「契約候補者」という。）を特定する方式をいう。

1 - 2 プロポーザル方式の特質

- (1) プロポーザル方式は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」）の規定によることができる場合に、随意契約の相手方となる契約候補者を特定する手続きの一つである。
- (2) この手続きは、あくまで随意契約の予備手続きであり、特定された契約候補者は、随意契約の手続きに進むことができる者にすぎない。
- (3) 発注担当課は随意契約の手続きに向けて、提出された技術提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、必要に応じて技術提案の内容の調整を求めることができる。
- (4) 技術提案の内容の協議と調整（以下、「交渉」という。）が整ったときに、随意契約の手続きに進むことができる。
- (5) あらかじめ定めた期間内に契約候補者との交渉が整わなかったときは、あらためて次点者と(3)、(4)の手続きを進める。

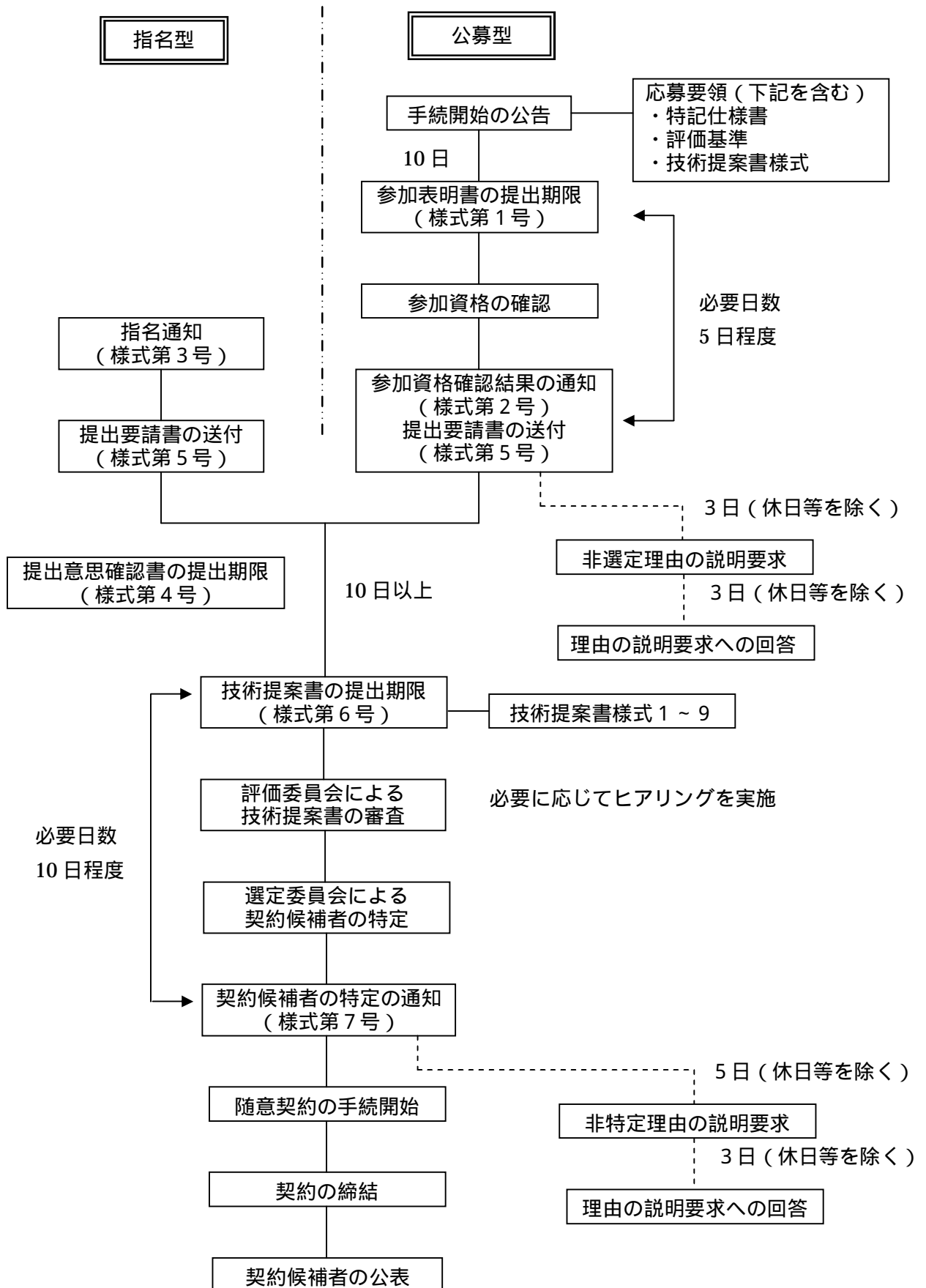
1 - 3 公募型と指名型

プロポーザル方式には、技術提案を募る方法により2つの型式に分類される。一つは、広く多くの者から提案を募る「公募型」、もう一つは発注者の選定する限られた者から提案を募る「指名型」である。

なお、本手引きでは多くの者による技術面での競い合いの促進や潜在的な事業者の掘り起こしに繋げるため、「公募型」による型式を標準とする。

型式	内 容	採用の判断
公募型	プロポーザルへの参加の募集に申し込みがあった者で、参加資格要件を満たす者に技術提案などを求める型式	広く公募して多くの応募者の中から最も適した事業者を特定する場合など
指名型	参加資格要件を満たす者の中から数者を選定し、技術提案などを求める型式	事業の性質や目的、又はプロポーザルの過去の実例などから参加者の範囲を特定することができる場合。

1 - 4 プロポーザル方式の基本的な手順



2 選定委員会の役割

地域農林水産部における県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、プロポーザル方式を実施する業務を選定するほか、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 参加資格
- (3) 応募要領
- (4) 指名型プロポーザル方式で技術提案書の提出を要請する者(以下「要請者」という。)の選定

2 - 1 業務の選定

当該業務の契約候補者をプロポーザル方式により特定しようとする場合は、当該業務が対象業務に該当するか否かを、選定委員会において審議するものとする。

選定委員会は、契約候補者をプロポーザル方式により特定することとした業務について、次に掲げる事項を審議しなければならない。

2 - 2 対象業務

プロポーザル方式の対象業務は、次に掲げる業務（特許、著作権に係る技術等が必要とされる業務を除く）のうち、その業務内容が特に高度な技術、知識等を必要とするもの又は特に専門的な技術が要求されるもので、地域農林水産部長が必要と認めたとする業務とする。

- (1) 重要構造物の計画調査、大規模かつ複雑な施工計画の立案、景観を重視した施設設計、高度な構造計算を伴う設計、高度な解析を伴う地質調査等、比較検討又は新技術を要するもので、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 先例が少なく実験解析や特殊な観測・診断を必要とする業務
- (3) その他、プロポーザル方式に基づき発注することが適当であると認められる業務

2 - 3 評価委員会の設置及び評価委員の選定

選定委員会は、プロポーザル方式により契約候補者を特定することに決定した業務については、原則として評価委員会を設置し、選定委員会が設定した契約候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価する。

- (1) 評価委員会の委員長を選定委員会の委員の中から選定するものとする。
- (2) 評価委員会の委員を5名以上選定しなければならない。この場合において、委員は2名以上を選定委員会の委員の中から選定するものとする。
- (3) 評価委員には、必要により外部委員を選定することができる。外部委員を選定した場合は、当該外部委員を委員長とすることができる。

2 - 4 参加資格

選定委員会は、プロポーザル方式により契約候補者を特定しようとする場合は、発注する業務ごとに次に定める事項を、技術提案書の提出者の参加資格として定めるものとする。

- (1) 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月

青森県規則第6号)第3条第2項に規定する業種のうち、当該業務に対応すると定めた業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者(プロポーザルの提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。)であること。

(2) 次のいずれかの期間において、青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日施行)に基づく知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

ア 公募型プロポーザル方式にあっては、プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結の時まで

イ 指名型プロポーザル方式にあっては、指名通知の日から契約締結の時まで

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

(4) 配置予定技術者は、技術士(農業部門)、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー(業務に該当する部門)及びその他当該業務に必要な資格で地域農林水産部長が定める資格のいずれかの資格を有する者であること。

【その他当該業務に必要な資格の例】

畑地かんがい技士(畑かん業務)、測量士(測量業務)、地質調査技士(地質業務)、土地改良補償業務管理者(用地補償業務)

(5) その他地域農林水産部長が必要と認める事項

2-5 応募要領

応募要領は、次に掲げる事項について業務を発注する担当課が作成し、選定委員会で審議する。公募型プロポーザル方式の公告及び応募要領は、「青森県農業農村整備関連業務プロポーザル方式事務取扱要領」の公告記載例による。

(1) 業務の概要に関する事項

(2) 技術提案書の提出者の資格

(3) 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(4) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限に関する事項

(5) 設計図書等を示す場所及び期間に関する事項(公募型では、設計図書を応募要領に添付する。)

(6) 提出要請書の内容についての質問の受付及びその回答に関する事項

(7) 技術提案書を特定するための評価基準に関する事項

(8) 契約候補者の特定等に関する事項

(9) ヒアリングに関する事項

(10) その他地域農林水産部長が必要と認めた事項

(11) 契約等に関する事項

(12) 関連情報を入手するための照会窓口

2-6 指名型による要請者の選定

選定委員会は、指名型プロポーザル方式により契約候補者を特定しようとする場合は、当該業務に関する技術提案書の提出者の参加資格を有する者の中から、要請者を選定するものとする。

選定委員会は、県営農業農村整備工事建設業者等選定要領（平成10年4月1日）により、要請者とその選定理由を審査するものとする。

2 - 7 評価項目及び評価基準の例

評価項目及び評価基準は、当該業務内容に応じて適宜設定するものとする。

【参考資料】

農林水産省通知の「建設コンサルタント等の選定・特定手続の運用について」に掲載されている「参加表明者選定基準」及び「技術提案書特定基準」を参照

(1) 技術提案の評価(例)

評価項目		評価基準	配点	得点
業務 の 実 施 方 針 ・ 理 解 度 等	技術者配置	業務内容及び業務量の把握が的確であり、これらに見合った技術者の配置が計画されている	2	/ 10
		業務内容及び業務量の把握が概ね妥当であり、これらに見合った技術者の配置が計画されている	1	
		業務内容及び業務量の把握が不十分で、技術者の配置計画の見直しが必要である	0	
	業務の目的、前提条件、留意点等の理解度	業務の目的及び業務の実施にあたっての前提条件、留意点等が把握され実施方針に明記されている	3	
		業務の目的及び業務の実施にあたっての前提条件、留意点等が一通り理解されている	1	
		業務の目的及び業務の実施にあたっての前提条件、留意点等が把握されていない	0	
	検討項目	検討項目の内容が具体的に明記されており、良好である	3	
		検討項目の内容は概ね妥当である	1	
		検討項目の内容が不十分である	0	
	実施手順の妥当性	業務実施上の課題の優先度、実施手順等が十分吟味され、実施フローが綿密に計画されている	2	
		業務実施上の課題の優先度、実施手順等が一通り理解され、実施フローが概ね妥当なものである	1	
		業務実施上の課題の優先度、実施手順等が不十分で、実施フローの手直しが必要である	0	
技術 提 案 内 容	特定テーマ間等、業務内容全体での整合	技術提案にて、業務全体での整合性が十分図られている	3	
		技術提案にて、業務全体での整合性が概ね図られている	1	
		技術提案に多少矛盾が見られるが修正可能である	0	
		技術提案に矛盾が多く改善の余地なし	不可	

評価項目		評価基準	配点	得点
技術 提案 内容	提案内容の裏づけの有無	提案内容を裏付ける類似実績等が明示されて説得力があり、実現性がある	3	/ 15
		提案内容を裏付ける類似実績は十分でないが、技術的な観点から実現性のある提案内容である	1	
		技術的な検証や事例に乏しく、提案内容の裏づけが明らかでない	0	
	提案書の的確性と理解しやすさ	提案内容が的確で、記載方法に創意工夫がみられ、読みやすく、理解しやすい表現となっている	5	
		提案内容、記載方法、読み易さ等がほぼ妥当なものとなっており、理解できる内容である	3	
		提案内容が的確でなく、記載方法に創意工夫がみられず、読みにくく、理解しにくい表現となっている	0	
	新たな視点での解析・検討の追加提案	発注者が示していない新たな視点での解析・検討の提案があり、発注者の参考になる質の高い提案内容となっている	2	
		上記以外	0	
	環境との調和への配慮の視点	環境との調和への基本的な考え方を理解し、提案に十分反映されている	2	
		提案内容に環境との調和への配慮がみられ、概ね妥当なものとなっている	1	
提案内容に環境への配慮が全く反映されていない		0		

(2) 企業の評価(例)

評価項目		評価基準	配点	得点
平成16年度以降における同種業務の実績	国又は青森県発注の同種業務の実績数が参加表明者の上位1/2グループ	2	/ 6	
	国又は青森県発注の同種業務の実績数が参加表明者の下位1/2グループ	1		
	実績なし	0		
平成18年度以降に納品後の重大な設計ミスによる瑕疵の有無	該当しない	1	/ 6	
	重大な設計ミスの発覚により、設計のやり直し又は工事の手直しがあった。	0		
品質管理マネジメントシステムの取組状況	ISO9001と14001を取得済み	1	/ 6	
	上記以外	0		
平成19年度以降における近接地域での業務実績	当該業務の管内での業務実績あり	2	/ 6	
	当該業務の県内での業務実績あり	1		
	上記以外	0		

(3) 配置予定技術者の評価 (例)

評価項目	評価基準	配点	得点
予定管理技術者の保有する資格及び継続教育	参加資格に記載されている資格を有し、継続教育の推奨単位数を満たしている	2	/ 9
	参加資格に記載されている資格を有し、必要単位数を満たしている	1	
	参加資格に記載されている資格を有している	0	
予定管理技術者の平成16年度以降における同種業務の実績	国又は青森県発注の同種業務の実績数が参加表明者の上位1/2グループ	2	
	国又は青森県発注の同種業務の実績数が参加表明者の下位1/2グループ	1	
	実績なし	0	
予定管理技術者の平成19年度以降における近接地域での業務実績	当該業務の管内での業務実績あり	2	
	当該業務の県内での業務実績あり	1	
	上記以外	0	
予定照査技術者の平成16年度以降における同種業務の実績	国又は青森県発注の同種業務の実績数が参加表明者の上位1/2グループ	2	
	国又は青森県発注の同種業務の実績数が参加表明者の下位1/2グループ	1	
	実績なし	0	
予定配置技術者のピオトープ管理士資格保有の有無	予定配置技術者のいずれかがピオトープ管理士を取得している	1	
	上記以外	0	

(4) 業務費用の評価 (例)

評価項目	評価基準	配点	得点
提案者の見積額(A)と契約限度額(B)の比率 A / B	0.80未満	3	/ 3
	0.80以上0.90未満	2	
	0.90以上0.95未満	1	
	0.95以上	0	

3 評価委員会での審議

評価委員会は、技術提案に対する各評価委員の採点の合計点により技術提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。採点表及び集計表等の参考例を3 - 1に示す。

- (1) 評価委員は、技術提案書及びヒアリングを実施した場合における技術提案者の提案の内容により、選定委員会で設定した評価項目及び評価基準に基づき、独立して技術提案の優劣を判定のうえ採点する。
- (2) 評価委員の採点は、評価委員会で集計し合計点を算出し、評価委員は、自分の採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認する。
- (3) 評価委員会は、審議により技術提案者の順位を決定した時は、選定委員会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、その他選定委員会が必要とする書類を評価結果として報告する。

3 - 1 技術提案の採点表及び集計表等の参考例

(1) 評価委員の技術提案の評価採点表(例)

評価項目		A社	B社	C社	・・・	社
(1) 技術提案の評価						
業務の実 施方針・ 理解度等	技術者配置	2	1	0	・・・	1
	業務の目的、前提条件、留意点等の理解度	1	1	1	・・・	0
	検討項目	1	1	1	・・・	1
	実施手順の妥当性	2	1	0	・・・	1
技術提案 内容	特定テーマ間等、業務内容全体での整合	1	1	1	・・・	1
	提案内容の裏づけの有無	3	1	1	・・・	1
	提案書の的確性と理解しやすさ	5	3	0	・・・	3
	新たな視点での解析・検討の追加提案	0	0	0	・・・	0
	環境との調和への配慮の視点	2	2	1	・・・	1
合計		17	11	5	・・・	9

(2) 提案者別の技術提案の評価採点表(例)

A社		委員 1	委員 2	委員 3	委員 4	委員 5	評点
評価項目							
(1) 技術提案の評価							
業務の実 施方針・ 理解度等	技術者配置	2	2	1	2	2	2
	業務の目的、前提条件、留意点等の理解度	1	1	1	3	1	1
	検討項目	1	1	1	1	3	1
	実施手順の妥当性	2	2	2	2	2	2
技術提案 内容	特定テーマ間等、業務内容全体での整合	1	1	1	1	3	1
	提案内容の裏づけの有無	3	3	1	3	3	3
	提案書の的確性と理解しやすさ	5	5	5	5	5	5
	新たな視点での解析・検討の追加提案	0	2	0	2	2	2
	環境との調和への配慮の視点	2	2	1	2	2	2
小計		17	18	13	21	23	19

評点は、評価委員の採点を基に審議し、配点のいずれかの数値とする。

(3) 技術提案審査結果一覧表 (例)

評価項目		A社	B社	C社	・・・	社
(1) 技術提案の評価						
業務の実 施方針・ 理解度等	技術者配置	2	1	1	・・・	1
	業務の目的、前提条件、留意点等の理解度	1	1	1	・・・	1
	検討項目	1	1	1	・・・	1
	実施手順の妥当性	2	1	1	・・・	1
技術提案 内容	特定テーマ間等、業務内容全体での整合	1	1	1	・・・	1
	提案内容の裏づけの有無	3	3	1	・・・	1
	提案書の的確性と理解しやすさ	5	3	0	・・・	3
	新たな視点での解析・検討の追加提案	2	0	0	・・・	0
	環境との調和への配慮の視点	2	2	1	・・・	2
合計		19	13	7	・・・	11
(2) 企業の評価						
同種業務の実績		2	2	0	・・・	1
納品後の重大な設計ミスによる瑕疵の有無		1	1	1	・・・	1
品質管理マネジメントシステムの取得状況		1	0	0	・・・	1
平成19年度以降における近接地域での業務実績		1	2	2	・・・	2
小計		5	5	3	・・・	5
(3) 配置予定技術者の評価						
予定管理技術者の保有する資格及び継続教育		2	1	0	・・・	1
予定管理技術者の同種業務の実績		2	2	0	・・・	1
予定管理技術者の近接地域での業務実績		1	2	2	・・・	2
予定照査技術者の同種業務の実績		2	2	0	・・・	1
予定配置技術者のピオトーブ管理士資格保有の有無		0	0	0	・・・	0
小計		7	7	2	・・・	5
(4) 業務費用の評価						
提案者の見積額と契約限度額との比率		1	3	3	・・・	2
小計		1	3	3	・・・	2
合計		31	28	15	・・・	23
順位		1	2	7	・・・	4
技術提案採用者						

(評価の考え方)

ア 「不可」がある場合は、特定しない。

イ 合計点が最も高い者を技術提案採用者とする。最も高い者が複数ある場合は、技術提案の評価点が最も高い者を技術提案採用者とする。

(4) 技術提案者に通知する際の評価結果表 (例)

評価項目		評点
(1) 技術提案の評価		
業務の実 施方針・ 理解度等	技術者配置	2
	業務の目的、前提条件、留意点等の理解度	1
	検討項目	1
	実施手順の妥当性	2
技術提案 内容	特定テーマ間等、業務内容全体での整合	1
	提案内容の裏づけの有無	3
	提案書の的確性と理解しやすさ	5
	新たな視点での解析・検討の追加提案	2
	環境との調和への配慮の視点	2
(2) 企業の評価		
同種業務の実績		2
納品後の重大な設計ミスによる瑕疵の有無		1
品質管理マネジメントシステムの取得状況		1
平成19年度以降における近接地域での業務実績		1
(3) 配置予定技術者の評価		
予定管理技術者の保有する資格及び継続教育		2
予定管理技術者の同種業務の実績		2
予定管理技術者の近接地域での業務実績		1
予定照査技術者の同種業務の実績		2
予定配置技術者のピオトープ管理士資格保有の有無		0
(4) 業務費用の評価		
提案者の見積額と契約限度額との比率		1
合計		31
順位		1位

< 参考資料 >

農林水産省通知の「建設コンサルタント等の選定・特定手続の運用について」
に掲載されている「参加表明者選定基準」及び「技術提案書特定基準」

参加表明者選定基準

◎標準評価項目 ○追加評価項目

評価区分	評価項目	評価の着眼点	評価の着眼点内訳	評価			追加評価の条件等(備考)	
				評点	A	評点		B
企 業 価 値 ◎	資格要件	有資格業者登録	競争参加資格の認定	—	1	資格登録されている	資格登録されていない	
企 業 価 値 ◎	資格要件	技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3	—	2	—	当該業務部門とは、技術士試験の選択科目に相当する部門
企 業 価 値 ◎	資格要件	技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	2	—	1	—	その他資格者の内訳 測量士、土地改良補償業務管理者、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)
企 業 価 値 ◎	資格要件	技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	—	—	—	—	当該業務部門の技術者とは、上段2段の技術者資格欄のA、Bに相当する技術者
企 業 価 値 ◎	品質管理力	成果の品質管理	ISO9000s取得状況	2	—	—	—	対象業務を実施する組織毎に評価する
企 業 価 値 ◎	専門技術力	成果の確実性	過去5年間(前年度迄)の1件あたり5百万円以上の業務実績	2	1	業務実績数が参加表明者の上位1/2グループ	業務実績数が参加表明者の下位1/2グループ	業務実績とは、AGRIS業務分類コード表における詳細部門単位の実績
企 業 価 値 ◎	専門技術力	成果の確実性	過去5年間(前年度迄)の1件あたり5百万円以上の業務の平均成績	2	1	平均成績が参加表明者の上位1/2グループ	平均成績が参加表明者の下位1/2グループ	業務平均成績とは、AGRIS業務分類コード表における詳細部門単位の業務成績
企 業 価 値 ○	専門技術力	成果の確実性	過去5年間(前年度迄)の当該業務部門のプロボ提案(特定)の実績	3	2	参加表明者の内、プロボ提案(特定)の実績件数が上位1/2グループ	参加表明者の内、プロボ提案(特定)の実績件数が下位1/2グループ	当該業務部門は、AGRIS業務分類コード表における詳細部門単位で評価
企 業 価 値 ○	専門技術力	成果の確実性	過去5年間(前年度迄)の当該業務部門のプロボ提案(選定)の実績	2	1	参加表明者の内、プロボ提案(選定)の実績件数が上位1/2グループ	参加表明者の内、プロボ提案(選定)の実績件数が下位1/2グループ	プロボ提案(特定)の実績件数を除く
企 業 価 値 ○	専門技術力	成果の確実性	過去2年間(前年度迄)のコスト縮減に対する平均業務評点	3	2	参加表明者の内、コスト縮減に対する平均業務評点が上位1/2グループ	参加表明者の内、コスト縮減に対する平均業務評点が下位1/2グループ	
企 業 価 値 ○	専門技術力	成果の確実性	過去2年間(前年度迄)の環境配慮に対する平均業務評点	3	2	参加表明者の内、環境配慮に対する平均業務評点が上位1/2グループ	参加表明者の内、環境配慮に対する平均業務評点が下位1/2グループ	
企 業 価 値 ◎	専門技術力	成果の確実性	納品後における重大な設計ミスが発覚等による瑕疵の有無	—	1	—	右に該当しない	重大な設計ミスの発覚等により、設計のやり直し又は構造物の手直しがあつた
企 業 価 値 ◎	業務の実施体制	業務の実施体制の妥当性	分担業務の構成員	—	1	—	右に該当しない	分担業務の構成員が不明確又は不自然
企 業 価 値 ◎	業務の実施体制	業務の実施体制の妥当性	分担業務の構成員	—	1	—	右に該当しない	設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、1つの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合、参加表明書における分担業務の構成員が設計共同体協定書と異なる場合
企 業 価 値 ◎	再委託又は技術協力等の予定	再委託する業務の内容及び範囲	再委託する業務の内容及び範囲	—	1	—	右に該当しない	主たる部分もしくは秘密保持に係る部分を再委託の予定としている場合

◎標準評価項目 ○追加評価項目

評価区分	評価項目	評価の着眼点	評価の着眼点内訳	評価			追加評価の条件等 (備考)		
				評点	A	評点		B	C
企業評価	◎再委託又は技術協力等の予定	学識経験者等の技術協力の動員	学識経験者等の技術協力の動員	1	学識経験者を動員することが可能	-	学識経験者を動員することが困難	-	
企業評価	◎建設業者等との関係	関連する工事の受注	関連する工事の受注	-	-	1	右に該当しない	過去に関連する業者が関連工事を受注	
企業評価	○情報収集力	地域精通度	過去2年間(前年度迄)の近接地域での業務実績	2	当該事業所における業務実績有り	1	当該県内における業務実績有り	-	地域精通度が業務成果の品質に大きく影響する場合
企業評価	○組織構成力	優秀な技術者の存在	過去5年間(前年度迄)の業務表彰経験の有無	1	業務表彰を受けた業務実績有り	-	業務表彰を受けた実績無し	-	業務の難易度が高く、優秀な技術者の参画を期待する場合
企業評価	○経営力	履行保証力	自己資本比率(参加表明時点)	1	自己資本比率が25%以上	-	自己資本比率が25%未満	-	業務規模が5千万円以上で、履行保証力を考慮する場合
企業評価	○経営力	瑕疵担保力	賠償責任保険加入の有無	1	賠償責任保険に加入	-	賠償責任保険に未加入	-	設計業務等瑕疵担保が必要な場合
企業評価	○経営力	遵法性	過去2年間(当該年度～)の法の遵守状況	1	公正取引委員会からの排除勧告無し	-	公正取引委員会からの排除勧告有り	-	企業の遵法性を評価する場合
(予定管理技術者)									
技術者評価	◎資格要件	技術者資格	技術者資格、専門分野の内容	3	当該技術部門の技術士資格を有する(当該技術部門とは、技術士試験の選択科目に相当する部門)	1	以下の技術者資格を有する 農業土木技術管理士、畑地かんがい技士(畑かん業務)その他資格者(当該業務部門に限る)		その他資格者の内訳 測量士、土地改良補償業務管理者、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)
技術者資格	◎専門技術力	業務執行技術力	過去5年間(前年度迄)の1件あたり5百万円以上の業務実績	2	業務実績数が参加表明者の上位1/2グループ	1	業務実績数が参加表明者の下位1/2グループ		業務実績とは、AGRIS業務分類コード表における詳細部門単位の業績
技術者評価	◎専門技術力	業務執行技術力	過去5年間(前年度迄)の1件あたり5百万円以上の業務の平均成績	2	平均成績が参加表明者の上位1/2グループ	1	平均成績が参加表明者の下位1/2グループ	-	業務平均成績とは、AGRIS業務分類コード表における詳細部門単位の業務成績
技術者評価	◎専門技術力	業務執行技術力	継続教育に対する取組み状況	2	前年度に30CPD(継続教育)単位又は過去3年間(年度)に100CPD単位以上を取得	1	前年度に10～30CPD単位又は過去3年間(年度)に30～100CPD単位を取得	-	A、Bに該当しない場合は評価しない(ゼロ評価)
技術者評価	◎専任性	専任性	1件あたり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数、又は手持ち業務契約総額	-	-	1	右に該当しない	手持ち業務件数が10件以上、又は手持ち業務契約総額が2億円以上	既契約の工期末日と当該業務の予定工期の初日で重複を判定
技術者評価	○専門技術力	業務執行技術力	過去5年間(前年度迄)の技術者表彰、管理技術者としての業務表彰経験の有無	1	技術者表彰、管理技術者としての業務表彰の経験有り	-	技術者表彰、管理技術者としての業務表彰の経験無し	-	技術者の業務執行技術力が特に必要な場合表彰対象は、別途提示
技術者評価	○情報収集力	地域精通度	過去2年間(前年度迄)の近接地域での業務実績	2	当該事業所における業務実績有り	1	当該県内における業務実績有り	-	地域精通度が業務成果の品質に大きく影響する場合

(評価の考え方)

- 1) C評価があれば、選定しない。
- 2) A、Bの評点を合計し、最も評点の多い者から業務内容に応じてプロポーザル方式の場合は3～5者程度、競争入札方式の場合は概ね10者選定する。
- 3) 追加評価項目については、業務内容に応じて適宜選定する。

評価基準一覧

評価対象	評価項目		評価の着眼点	評価の着眼点内	評価					備考	区分						
					評点	A	評点	B	評点		C	評点	D	I型	II型	III型	
管理技術者	資格要件		技術者登録	技術者資格、その分野の内容	3	当該技術部門の技術士資格（当該部門）を有する（当該技術部門とは、技術士試験の選択科目に相当する部門）	1	以下の技術者資格を有する、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士（畑かん業務）、その他資格者（当該業務部門に限る）	-	-	A、Bに該当しない		◎	◎	○	その他資格者の内訳 測量士、土地改良補償業務管理者、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）	
管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去の業務実績	過去5年間（前年度まで）の業務実績（国営以外も含む）	3	業務実績数が技術提案提出者の上位1位	1	業務実績数が技術提案提出者の上位1/2以上（A除く）	0	A、Bに該当しない	-		◎	◎	○		
管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去の担当業務成績	過去5年間（前年度まで）の担当業務の平均成績（国営のみ）	3	管理技術者として担当した業務の平均成績が技術提案提出者の上位1位	1	管理技術者として担当した業務の平均成績が技術提案提出者の1/2以上（A除く）	0	A、Bに該当しない	-		◎	◎	○	業務平均成績とは、AGRIS業務分類コード表における詳細部門単位の業務成績	
管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去の同種業務実績	過去5年間（前年度まで）の同種業務実績	3	同種業務の実績があり、業務実施に際し、中心的役割を果たしている	1	同種業務の実績があるが、業務の一部を担当した程度である	0	同種業務の実績がない	-		◎	◎	○	同種業務とは、発注者が業務説明書等で定義した業務	
管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去の管理技術者としての業務成績	過去5年間（前年度まで）の業務の管理技術者評定の平均（国営のみ）	3	管理技術者評定の平均成績が技術提案提出者の上位1位	1	管理技術者評定の平均成績が技術提案提出者の上位1/2以上（A除く）	0	A、Bに該当しない	-		◎	◎	○		
管理技術者	専任性		専任性	1件あたり1千万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数または手持ち業務契約総額（国営以外含む）	2	手持ち業務件数なし	1	手持ち業務件数1～4件または契約総額1億円未満	0	手持ち業務件数5～9件または契約総額1～2億円	0	手持ち業務件数10件以上または契約総額2億円以上		◎	◎	○	1千万円以上の業務を対象
管理技術者	専門技術力	業務執行技術力	表彰	過去5年間の技術者表彰、監理技術者として担当した業務の表彰経験の有無	2	優秀技術者表彰、または担当業務の優良業務表彰の経験がある	-	-	0	Aに該当しない	-		○	○	○	技術者に特段の業務執行技術力が求められる場合	

- 型 総合評価型
- 型 技術者評価型
- 型 構想・応用型

評価対象	評価項目		評価の着眼点	評価の着眼点内	評価					備考	区分				
					評点	A	評点	B	評点		C	評点	D	I型	II型
管理技術者	情報収集力	地域精通度	地域精通度	過去2年間の当該事業所、周辺での業務実績の有無	2	当該事業所における業務実績がある	1	当該県内での業務実績がある	0	A, Bに該当しない	-	技術者の業務対象地域特性に対する精通度が業務成果の品質に大きな影響を及ぼす場合	○	○	○
照査技術者	資格要件		技術者登録	技術者資格、その分野の内容	3	当該技術部門の技術士資格(当該部門)を有する(当該技術部門とは、技術士試験の選択科目に相当する部門)	1	以下の技術者資格を有する、農業土木技術管理士、畑地かんがい技士(畑かん業務)、その他資格者(当該業務部門に限る)	-	A, Bに該当しない	その他資格者の内訳 測量士、土地改良補償業務管理者、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)	○	○	○	
照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去の業務実績	過去5年間(前年度まで)の業務実績(国営以外も含む)	2	業務実績数が技術提案提出者の上位1位	1	業務実績数が技術提案提出者の上位1/2以上(A除く)	0	A, Bに該当しない	-		○	○	○
照査技術者	専門技術力	業務執行技術力	過去の照査技術者としての業務実績	過去5年間(前年度まで)の業務の照査技術者評定の平均(国営のみ)	2	照査技術者評定の平均成績が技術提案提出者の上位1位	1	照査技術者評定の平均成績が技術提案提出者の1/2以上(A除く)	0	A, Bに該当しない	-		○	○	○
ヒアリング	専門技術力	業務執行技術力	ヒアリング	業務の目的、内容、課題等の理解度	2	業務の目的、内容、発注者の立場、業務実施上の課題等について熟知している	1	業務の目的、内容、発注者の立場、業務実施上の課題について一通り理解している	0	業務の目的、内容、発注者の立場、業務実施上の課題について理解度が不足している	-		◎	○	○
ヒアリング	コミュニケーション力	説明力	ヒアリング	論理的な説明	2	論理的で容易に理解できる説明を行った	1	左右に該当しない	0	論理的でない、もしくは説明が難解	-		◎	○	○
ヒアリング	コミュニケーション力	説明力	ヒアリング	質問に対する迅速性	2	質問に対する応答が明快で、かつ迅速である	1	応答力、迅速性とも普通	0	応答が論理的でなく説得力も十分でない	-		◎	○	○
ヒアリング	コミュニケーション力	説明力	ヒアリング	自己の説明を補う努力	2	相手の理解できていない内容の把握及び自己の説明の不十分さを補う努力をした	1	左右に該当しない	0	相手の理解できていない内容の把握ができない、もしくは補足説明が不十分	-		◎	○	○
ヒアリング	社会性・取組姿勢	誠実さ、積極性	ヒアリング	業務への取り組み意欲	2	疑義についての質問や提案等に積極的な取り組みがみられた	1	業務への取り組み意欲は普通	0	業務への取り組み意欲がみられず、消極的	-		◎	○	○

評価対象	評価項目		評価の着眼点	評価の着眼点内	評価				備考	区分					
					評点	A	評点	B		評点	C	評点	D	I型	II型
技術提案全体	専門技術力	業務執行技術力	業務理解度	業務の目的、内容、課題等の理解度	3	目的、条件、内容等が熟知され、実施方針に反映されている	1	目的、条件、内容等が一通り理解されている	0	目的、条件、内容等が不明瞭である	-	◎	○	◎	
技術提案全体	専門技術力	業務執行技術力	的確性	特定テーマ間など、業務内容全体の中での整合	2	技術提案にて、業務全体での整合性が十分図られている	1	技術提案にて、業務全体での整合性が概ね図られている	0	技術提案に多少矛盾がみられるが修正可能	技術提案に矛盾が多く改善の余地無し	◎		◎	
技術提案全体	専門技術力	業務執行技術力	的確性	提案書における的確な表現	3	提案内容が簡潔かつ的確に表現されている	1	提案内容が簡潔でないものの、ほぼ妥当である	0	提案内容が的確でない	-	◎	◎	◎	
技術提案全体	専門技術力	業務執行技術力	表現力	提案書の理解しやすさ	2	記載方法に創意工夫がみられ、読み易く、理解し易い表現となっている	1	記載方法、読み易さ等ほぼ妥当なものとなっており、理解できる内容である	0	記載方法に創意工夫がみられず、読みにくく、理解しにくい表現となっている	-	◎	◎	◎	
技術提案全体	専門技術力	業務執行技術力	独創性	提案内容の創意工夫	2	提案内容に創意工夫がみられ、独創的な業務成果物が期待される提案となっている	1	提案内容から業務成果物がほぼ妥当なものと思定される提案となっている	0	提案内容から業務成果物の姿が見えてこない	-	○		◎	
技術提案全体	専門技術力	提案力・改善力	重要事項の把握等	新たな視点での解析・検討の追加提案	2	発注者が示していない新たな視点での解析・検討の提案があり発注者の参考になる質の高い提案内容となっている	-	-	0	Aに該当しない	-	◎	◎	◎	発注者にとって重要な提案である場合のみ評価する
工程表、実施フロー等	管理技術力	工程管理能力	実施手順	実施手順の妥当性	2	業務実施上の課題の優先度、実施手順等が十分吟味され、実施フローが綿密に計画されている	1	業務実施上の課題の優先度、実施手順等が一通り理解され、実施フローが概ね妥当なものである	0	業務実施上の課題の優先度、実施手順等の検討が十分でなく、実施フローの手直しが必要	-	◎	◎	◎	
工程表、実施フロー等	管理技術力	工程管理能力	工程計画	技術者配置	2	業務内容・業務量の把握が的確であり、これらに見合った技術者の配置が計画されている	1	業務内容・業務量の把握は概ね妥当であり、これらに見合った技術者の配置が計画されている	0	業務内容・業務量の把握が不十分で、技術者の配置計画の見直しが必要である	-	◎	◎	◎	

評価対象	評価項目		評価の着眼点	評価の着眼点内	評価				備考	区分							
					評点	A	評点	B		評点	C	評点	D	I型	II型	III型	
特定テーマ	専門技術力	業務執行技術力	整合性	諸条件との整合	2	地形、環境、地域特性などの与条件を踏まえた提案であり、相互の整合性がよく図られている	1	概ね与条件を踏まえた提案となっている	0	与条件が必ずしも生かされておらず、改善の余地がある				◎			
特定テーマ	専門技術力	提案力・改善力	提案内容の裏付け	提案内容の裏付けの有無	3	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されて説得力があり実現性がある	1	提案内容を裏付ける類似実績等は十分ではないが、技術的な観点から実現性のある提案内容である	0	技術的な検証や実例に乏しく、提案内容の裏付けが明らかでない				◎			
特定テーマ	専門技術力	業務執行技術力	理解度	環境との調和への配慮の視点	3	環境との調和への基本的考え方を理解し、提案に十分反映させている	2	提案内容に環境との調和への配慮が見られ、概ね妥当なものとなっている	0	提案内容に環境への配慮を全く反映させていない		環境との調和への配慮が特に必要な場合			○		
特定テーマ	専門技術力	業務執行技術力	技術の応用力	総合的な視点での検討・解析手法	2	周辺・異分野技術を援用する等、総合的な視点からの検討・解析手法の提案がある	1	左右に該当しない	0	汎用的な検討・解析手法のみで、提案に工夫がみられない		従来の検討、解析手法では問題解決に至らない場合			○		
特定テーマ	専門技術力	業務執行技術力	理解度	利用する基準、資料等	2	利用しようとする技術基準・資料が十分に裏付けが得られており、利用は適切	1	技術基準・資料の裏付けは十分ではないが、事例等により検証が得られている	0	技術基準・資料の裏付けができておらず、事例等により検証も不十分		利用資料の適切さが業務成果の品質に大きな影響を及ぼす場合			○		
特定テーマ	専門技術力	業務執行技術力	確実性	全体的な成果の確実性	2	与条件及び技術的見地から鑑みて実現性のある優れた提案内容となっている	1	与条件及び技術的見地から鑑みてほぼ実現性のある提案となっている	0	与条件及び技術的見地から鑑みて、提案に実現性がない					◎		
実施方針	専門技術力	業務執行技術力	的確性	検討項目	3	検討項目の内容が具体的に明記されており、良好である	1	検討項目の内容は概ね妥当である	0	検討項目の内容が不十分である						◎	
実施方針	専門技術力	提案力・改善力	的確性	前提条件、留意点等の把握	2	業務実施に当たっての前提条件、留意点等が把握され、実施方針に的確に明記されている	1	A、Cに該当しない	0	業務実施に当たっての前提条件、留意点等が実施方針に明記されていない					◎	◎	

評価対象	評価項目		評価の着眼点	評価の着眼点内	評価				備考	区分				
					評点	A	評点	B		評点	C	評点	D	I型
実施方針	専門技術力	提案力・改善力	的確性	解析、検討等に用いる手法等	3	業務遂行に当たって用いる手法及び使用する資料等が明記され適当である	1	A, Cに該当しない	0	業務遂行に当たって用いる手法及び使用する資料等が不明瞭			◎	
実施方針	専門技術力	提案力・改善力	提案内容の裏付け	提案内容の裏付けの有無	3	提案内容を裏付ける類似実績などが明示されて説得力があり実現性がある	1	提案内容を裏付ける類似実績等は十分ではないが、技術的な観点から実現性のある提案内容である	0	技術的な検証や事例に乏しく、提案内容の裏付けが明らかでない				◎
実施方針	専門技術力	業務執行技術力	理解度	環境との調和への配慮の視点	3	環境との調和への基本的考え方を理解し、提案に十分反映させている	2	提案内容に環境との調和への配慮がみられ、概ね妥当なものとなっている	0	提案内容に環境への配慮を全く反映させていない		環境との調和への配慮が特に必要な場合		○
実施方針	専門技術力	業務執行技術力	確実性	全体的な成果の確実性	2	与条件及び技術的見地から鑑みて実現性のある優れた提案内容となっている	1	与条件及び技術的見地から鑑みてほぼ実現性のある提案となっている	0	与条件及び技術的見地から鑑みて、提案に実現性がない				◎

(評価の考え方)

- 1) D評価があれば、特定しない。
- 2) A, Bの評点を合計し、最も評点の多い者を特定する。
- 3) 追加評価項目については、業務内容に応じて適宜選定する。

評価項目数の計	◎	21	14	11
	○	9	11	17
	合計	30	25	28

◎：標準評価項目

○：追加評価項目